

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	税制による所得再分配の在り方
他言語論題 Title in other language	Redistribution of Income through Taxation
著者 / 所属 Author(s)	佐藤 良 (SATO Ryo) / 財政金融課
書名 Title of Book	格差、分配、経済成長 総合調査報告書 (Inequality, Distribution and Economic Growth)
シリーズ Series	調査資料 2022-3 (Research Materials 2022-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2023-03-16
ページ Pages	119-133
ISBN	978-4-87582-904-1
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	所得格差、所得再分配、個人所得課税、所得税、所得控除、最適課税論、給付付き税額控除、金融所得課税
摘要 Abstract	本稿では、1980年以降の税制・社会保障制度による所得再分配機能の状況を整理し、税制面、特に個人所得を課税ベースとする「個人所得課税」に焦点を当てて、所得格差への政策対応を論じる。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

税制による所得再分配の在り方

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 佐藤 良

目 次

はじめに

I 所得再分配機能の状況

- 1 日本における所得再分配によるジニ係数の改善度とその要因
- 2 所得再分配効果の国際比較
- 3 日本の所得再分配機能に関する有識者の指摘

II 税制面における所得格差に対する政策対応

- 1 個人所得課税における税率構造をめぐる議論—最適課税論を踏まえて—
- 2 所得控除の見直しをめぐる議論
- 3 給付付き税額控除をめぐる議論
- 4 金融所得課税の在り方をめぐる議論

おわりに

キーワード：所得格差、所得再分配、個人所得課税、所得税、
所得控除、最適課税論、給付付き税額控除、金融所得課税

はじめに

経済格差の代表的なものに「所得格差」がある。市場での経済活動を通じて家計に分配される所得には、各人の能力、努力、運など様々な要因により、不公平とみなされる所得の格差が生じ得る。財政には税・社会保障による所得再分配を通じて、こうした所得格差を是正する機能が備えられており、この機能は「所得再分配機能」と呼ばれる。公平性の基準は社会の価値判断に依拠することから、どの程度の所得格差を不公平とみなし、どの程度の所得再分配を行うかは、政治過程に反映された社会的合意によって決定されるべきものと言われる⁽¹⁾。所得格差の状況を踏まえて、税・社会保障による所得再分配の在り方を検討し、必要な改革につなげることは、重要な政策課題の1つとなっている⁽²⁾。

本稿では、昭和55（1980）年以降の税制・社会保障制度による所得再分配機能の状況を整理し、ここから導かれる政策的なインプリケーションを確認する（Ⅰ）。その上で、税制面、特に個人所得を課税ベースとする「個人所得課税」に焦点を当て、所得格差への政策対応について論じる（Ⅱ）。

Ⅰ 所得再分配機能の状況

1 日本における所得再分配によるジニ係数の改善度とその要因

厚生労働省「所得再分配調査」⁽³⁾は、税制・社会保障制度が所得再分配に与える影響を明らかにすることを目的とする調査であり、両制度の所得再分配によるジニ係数⁽⁴⁾の改善度（所得再分配前後のジニ係数の変化率）を示している。長期的な推移を追うことのできる世帯単位のジニ係数の改善度を整理したのが、図1である。

直近（平成29（2017）年）では、社会保障による改善度（30.1%）は、税による改善度（4.8%）の約6倍に上る。このことから、所得再分配の大部分は税制ではなく、社会保障制度によることが分かる。なお、ジニ係数の改善度の算定方法は、平成17（2005）年の調査で基準の見直しが行われており、この見直しを受けて、税による改善度の数値は若干上昇した⁽⁵⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4（2022）年12月23日である。

(1) 貝塚啓明『財政学 第3版』東京大学出版会, 2003, pp.13-15.

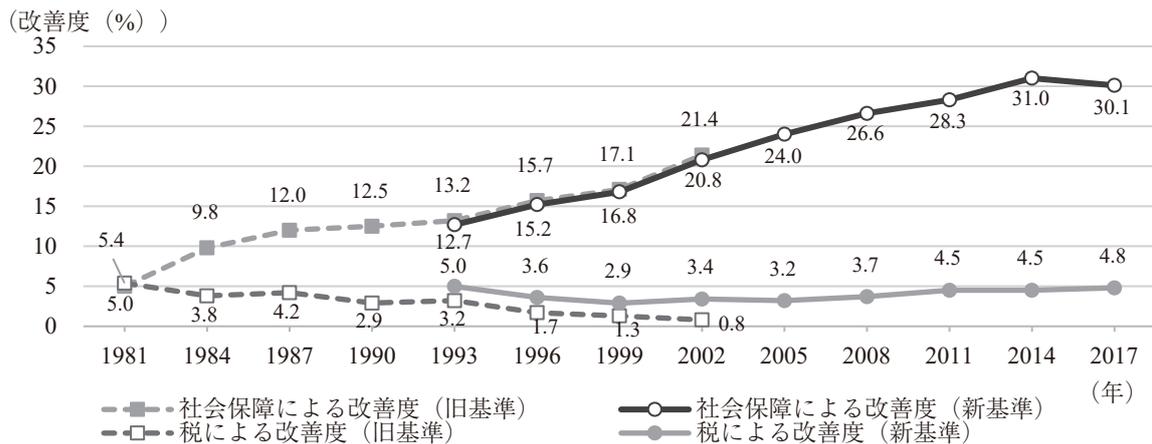
(2) 令和4年度税制改正を実施するための「所得税法等の一部を改正する法律案」(第208回国会閣法第1号。令和4年法律第4号として成立)の委員会採決時には、所得格差と所得再分配機能に関して、政府に十分な配慮を求める附帯決議が付された。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特に貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化が深刻度を増していること等を踏まえて、再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その結果をもって必要な改革を躊躇（ちゅうちょ）なく実行するよう努めることが掲げられた。第208回国会衆議院財務金融委員会議録第6号 令和4年2月21日 p.9; 第208回国会参議院財政金融委員会議録第6号 令和4年3月22日 p.9.

(3) 所得再分配調査は、おおむね3年に1度の周期で実施される。平成29年調査では、国民生活基礎調査の準備調査で設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内の全ての世帯及び世帯員が調査対象とされた。

(4) 不平等度を示す指標として、しばしば用いられるものであり、完全平等のときに0（各人の所得が完全に均等）、完全不平等（1人が全所得を占有）のときに1の値をとる。ジニ係数は、①世帯（又は世帯員）を所得の低い順に並べて、世帯数（又は人数）の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描出したグラフ（ローレンツ曲線）と②原点を通る傾斜45度の直線グラフ（均等分布線。所得が均等に配分されている状態を示す。）との間に囲まれた面積を2倍することで算出される。

(5) 見直しの詳細は、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『所得再分配調査報告書 平成17年』[2005], p.22. <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000002478858&fileKind=2>>が詳しい。

図1 所得再分配によるジニ係数の改善度（世帯単位でみた所得再分配調査結果）



（出典）厚生労働省政策統括官（社会保障担当）『所得再分配調査報告書』各年版を基に筆者作成。

社会保障による改善度は、平成 29 年に若干低下したこと⁽⁶⁾を除けば、1980 年代以降、一貫して上昇してきた。その要因としては、①高齢者の増加により、年金、医療等の社会保障給付が増加したこと、②制度改正等により社会保険料が上昇してきたことが指摘されている⁽⁷⁾。

一方、税による改善度は、昭和 55 年から平成 12（2000）年にかけて低下した。その要因として指摘されるのは、1980 年代以降、所得税負担軽減の一環として行われた所得税の最高税率の引下げや税率のフラット化を始めとする税制改正である⁽⁸⁾。1970 年代末以降、米国のレーガン（Ronald Wilson Reagan）政権、英国のサッチャー（Margaret Hilda Thatcher）政権下で行われた税制改革を筆頭に、先進諸国では所得税・法人税の税率引下げやフラット化が税制改革の潮流となった⁽⁹⁾。日本の税制改正もこうした潮流を背景に実施された。

具体的な改正事項としては、①昭和 62（1987）年及び昭和 63（1988）年の抜本的税制改革で、消費税の導入とともに、所得税率の引下げ・フラット化（10.5～70%の 15 段階から 10～50%の 5 段階へ）や人的控除の引上げなど大幅な減税が行われたこと、②平成 6（1994）年の税制改革で、所得税率 20%のブラケット（税率適用所得区分）が拡大されたこと、③平成 11（1999）年度税制改正で、所得税率の累進構造が簡素化され、10～37%の 4 段階とされたほか、景気対策として所得税に定率減税（20%）⁽¹⁰⁾が導入されたこと等が挙げられる⁽¹¹⁾。これらの改正が所得再分配効果に与えた影響について定量的に分析した研究によると、①の改正は高所得層から低所得層まで累進緩和の恩恵が及んだため、所得再分配効果を低下させる程度は小さかった一方、②～③の改正は減税の恩恵が高所得者層に偏っていたため、所得再分配効果が大きく

(6) その理由として、標本対象の母集団における高所得世帯の割合増加、社会保障給付（現金給付）の減少等が指摘される。梅原英治「日本における税制の所得再分配効果（第 3 版）—『平成 29 年所得再分配調査報告書』の検討—」『大阪経大論集』70(4), 2019.11, pp.37-38. <https://doi.org/10.24644/keidaironshu.70.4_31>

(7) 内閣府『年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）—危機の克服と持続的回復への展望—平成 21 年度』2009.7, pp.240-241. <<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/pdf/09p03023.pdf>>

(8) 同上, pp.240-241.

(9) 尾崎護『G7の税制—税制の国際的潮流はどうなっているのか—』ダイヤモンド社, 1993, pp.16-20.

(10) それ以前にも、所得税では、平成 6 年度～平成 8（1996）年度に定率方式による特別減税（定率減税）、平成 10（1998）年度に定額方式による特別減税（定額減税）が実施された。

(11) 過去の税制改正に関する記述については、藤井大輔・木原大策編著『図説日本の税制—令和 2-3 年度版—』財経詳報社, 2022, pp.48-59 等を参照した。

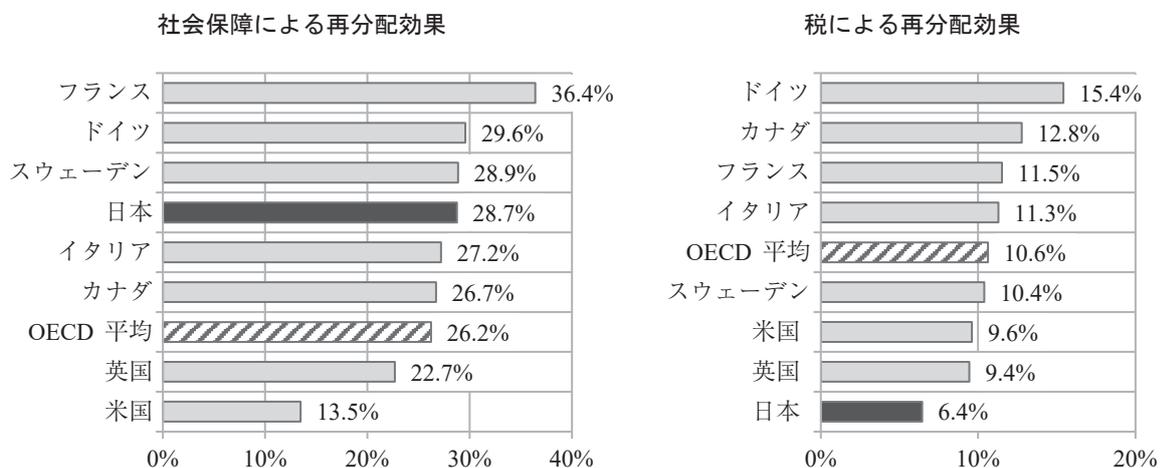
低下したとの結果が示されている⁽¹²⁾。

税による改善度は、2000年代以降、若干上昇傾向にある。近年実施された所得税の改正で、所得再分配効果の向上に資するものとしては、①平成24(2012)年度税制改正で給与所得控除に上限額が設定されたこと、②平成25(2013)年度税制改正で所得税に最高税率45%の税率区分が追加されたこと、③平成26(2014)年度税制改正で給与所得控除の上限額が引き下げられたこと、④平成26年から上場株式等の配当、株式譲渡益等に対する分離課税⁽¹³⁾の税率が7%から15%(個人住民税を合わせると10%から20%)に引き上げられたこと⁽¹⁴⁾、等がある。2010年代の所得税改革が所得再分配効果に与えた影響についてマイクロ・シミュレーション⁽¹⁵⁾の手法を用いて分析した論文によると、①の改正による所得再分配効果の改善度が最も高く、これに②の改正が次ぐとの結果が示されている⁽¹⁶⁾。これらに対して、④の改正は、影響を受ける高所得者層が限定的であることから、所得再分配効果の改善度は小さいという。

2 所得再分配効果の国際比較

次に、所得再分配効果について国際比較を行う。図2は、OECD(経済協力開発機構)の所得分配データベース(Income Distribution Database)を基に、主要国(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、スウェーデン)における税・社会保障の所得再分配によるジニ係数の改善度を整理したものである。日本の特徴としては、社会保障によるジニ係数の改善度は、他の主要国と比べて遜色ないものの、税による改善度はOECD加盟35か国の単純平均や、米国や英国と比べて低いという点が挙げられる。

図2 主要国における所得再分配によるジニ係数の改善度



(注1) 社会保障による改善度は「1-総所得(税引前・公的移転後)のジニ係数÷市場所得(税引前・公的移転前)のジニ係数」、税による改善度は「1-可処分所得(税引後・公的移転後)のジニ係数÷総所得(税引前・公的移転後)のジニ係数」で算出した。ここで計算した日本のジニ係数の改善度は、使用する統計と計算方法に違いがあることから、所得再分配調査に基づくジニ係数の改善度(図1)とは一致しない。

(12) 北村行伸・宮崎毅「所得不平等と税の所得再分配機能の評価 1984-2004年」『経済研究』63(1), 2012.1, pp.56-69. <<https://doi.org/10.15057/25852>>

(13) 現行制度では、利子及び株式譲渡益は分離課税が適用され、配当は分離課税と総合課税との選択制とされている。

(14) 平成15(2003)年度税制改正で上場株式等に係る軽減税率が導入され、その後延長が繰り返され、平成25年度末に廃止された。

(15) 各種統計の個票データを基に、経済主体(個人、世帯、企業など)に対する政策の影響を試算する手法をいう。

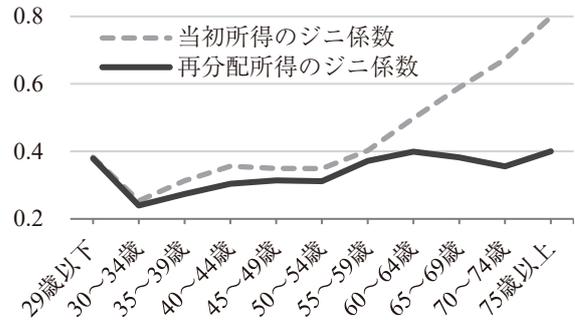
(16) 土居丈朗「2010年代の所得税改革は、所得格差をどう是正したか」2019.5.10. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3095>>

(注2) 日本及びイタリアは2018年、米国、ドイツ及びフランスは2019年、英国、カナダ及びスウェーデンは2020年のデータである。
 (注3) OECD平均については、OECD加盟38か国のうち、韓国、メキシコ及びコロンビアについては、ジニ係数の改善度の計算に必要なデータが揃（そろ）わないため、これらの国を除く35か国を対象に、それぞれ直近のデータを用いて単純平均を算出した。
 (出典) OECD Income Distribution Database <<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=IDD>> を基に筆者作成。

3 日本の所得再分配機能に関する有識者の指摘

本報告書の第I部「所得格差の動向」で述べたように、公的統計で日本の所得格差の動向を見ると、市場所得（再分配前の所得）のジニ係数は直近まで一貫して上昇傾向にあった一方、可処分所得（再分配後の所得）のジニ係数は足元ではおおむね横ばいである。この点だけを見れば、日本における現行の税制・社会保障制度（以下「現行制度」）による所得再分配機能には問題がないように映る。しかし、日本の所得再分配機能

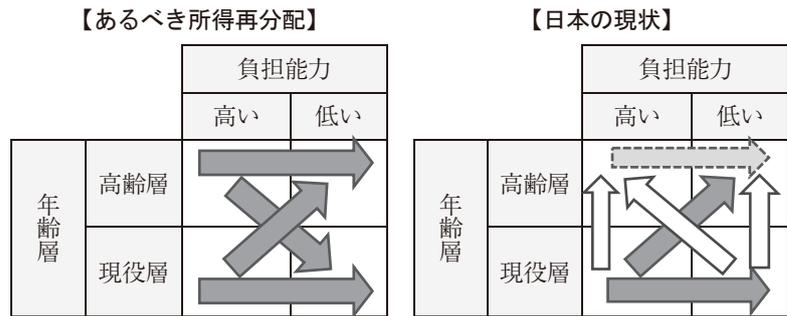
図3 世帯主の年齢階級別所得再分配状況



(出典) 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）『所得再分配調査報告書平成29年』[2017]を基に筆者作成。

の問題点として、①所得再分配による所得格差の是正の効果は、高齢層に集中しており、現役層では限定的であること、②高齢層における所得格差の是正は、その大部分が現役層から高齢層への所得移転、具体的には賦課方式⁽¹⁷⁾で運営される公的年金等の社会保障給付によること、③公的年金には比例報酬部分の上乗せがあり、現役時の賃金格差がそのまま反映されることか

図4 所得再分配のあるべき姿と日本の現状（イメージ）



(注) 矢印は、所得再分配が行われるべき方向又は現状行われている方向を指す。白抜き矢印は、あるべき所得再分配とは異なる方向又はあるべき所得再分配にはない方向で所得再分配が機能していること、破線の矢印はあるべき所得再分配が機能していないことを示す。

(出典) 森信茂樹「コロナ後の税制改革—日本の所得格差・資産格差は改善されるのか—」2021.3.23, p.9. フォーリン・プレスセンターウェブサイト <<https://fpcj.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/60d2930900edf7368f972847f36237da.pdf>> を基に筆者作成。

ら、現行制度では高齢層内の所得格差を是正する機能も限定的であることが指摘されている⁽¹⁸⁾。①の点は、所得再分配調査の「世帯主の年齢階級別所得再分配状況」において、60歳以上では当初所得のジニ係数が再分配所得のそれと比べて大きく改善するのに対し、60歳未満の現役層ではその改善幅が限定的であることから確認できる（図3）。

日本で行われている所得再分配の大部分は、現役層から高齢層への所得移転によるものであり、その中には負担能力の低い現役層から負担能力の高い高齢層への所得移転も含まれる（図4

(17) 年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄う財政方式をいう。

(18) 小塩隆士『効率と公平を問う』日本評論社、2012, pp.72-77。

における白抜きの矢印)。年齢を問わず負担能力の高い者から低い者に対して所得再分配を行うのが所得再分配のあるべき姿であるが、日本の現行制度では、こうした機能が不十分であると指摘されている⁽¹⁹⁾。日本の所得再分配機能は、貧困削減には限定的な効果しか持たないため、市場所得における貧困が可処分所得における貧困に直結する傾向にあり、それが格差に対する社会不安を高めているとの指摘もある⁽²⁰⁾。こうした状況を踏まえて、税制・社会保障制度が本来あるべき所得再分配機能を発揮するよう、その見直しを求める意見がある⁽²¹⁾。

Ⅱ 税制面における所得格差に対する政策対応

I-3 では、日本の現行制度では負担能力の高い人から低い人への所得再分配が十分に機能していないとの指摘があることを確認した。日本の税制は、社会保障制度や他の主要国と比較して、所得再分配効果が弱い状況にあることを踏まえて、Ⅱでは、税制面、特に個人所得を課税ベースとする「個人所得課税」に焦点を当て、所得格差への政策対応について論じる⁽²²⁾。

日本では、個人所得課税に相当する税目として、所得税（国税）と個人住民税（地方税）がある。所得税は、超過累進税率⁽²³⁾を用い、これに基礎控除を始めとする人的控除を組み合わせることにより、各人の負担能力（担税力）に応じた税負担を可能としている⁽²⁴⁾。所得税は、税制の中でも、垂直的公平性（より大きな担税力を持つ者により多くの負担を求めること）の要請に最も適合し、所得再分配機能の中核を担う税目と言える。個人住民税は、均等割の制度が設けられているほか、所得割では比例税率が用いられており、地方税の応益原則（各々が公的サービスから受ける便益に応じて課税すべきとする原則）に適う税であるが、所得税と同様に各種控除が設けられ、各人の担税力に配慮した課税が行われている。他方で、日本の個人所得課税では、給与所得控除、公的年金等控除などに用いられる所得控除方式や、金融所得（利子、配当、株式譲渡益）の分離課税が高所得者に有利に働き、所得再分配機能の低下要因になっていると指摘されている⁽²⁵⁾。

以下では、こうした要因を確認しつつ、個人所得課税の所得再分配機能を向上させるための方策について論じる。一般に、個人所得課税の見直しを行う場合、その対象は大きく分けると「税率構造（法定税率）」又は「課税ベース」のいずれかである。以下では、双方の観点から論点整理を行う。なお、個人所得課税の対象となる所得は、一般に、給与、年金給付など労働を源泉とする「労働所得」と利子、配当、株式譲渡益など資本を源泉とする「資本所得」（金融所得はその一種）⁽²⁶⁾に大別されることから、以下では、必要に応じて、両者を区別して論じる。

(19) 同上；森信茂樹「コロナ後の税制改革—日本の所得格差・資産格差は改善されるのか—」2021.3.23, pp.2-9. フォーリン・プレスセンターウェブサイト <<https://fpcj.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/60d293090edf7368f972847f36237da.pdf>>

(20) 森口千晶「日本は「格差社会」になったのか—比較経済史にみる日本の所得格差—」『経済研究』68(2), 2017.4, p.170. <<https://doi.org/10.15057/28528>>

(21) 小塩 前掲注(18), pp.86-111; 森信 前掲注(19); 森口 同上, pp.186-187.

(22) 本章の整理に当たっては、森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社, 2015, pp.257-286; 柳下正和「所得格差と租税対策」片桐正俊ほか編著『格差対応財政の新展開』（中央大学経済研究所研究叢書 64）中央大学出版部, 2016, pp.33-59等を参照した。

(23) 所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組みをいう。

(24) 金子宏『租税法 第24版』（法律学講座双書）弘文堂, 2021, pp.192-193; 加藤寛監修『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』大蔵財務協会, 2000, pp.15-18, 70-71.

(25) 例えば、佐藤主光「（経済教室）税制改正大綱残された課題（上）」『日本経済新聞』2013.1.31; 諸富徹「（経済教室）税制再考どう変えるか（2）」『日本経済新聞』2009.12.2等がある。

(26) なお、法人段階で法人税の課税対象となる法人利益も、資本所得の1つである。

1 個人所得課税における税率構造をめぐる議論—最適課税論を踏まえて—

現行の所得税と個人住民税を合わせた最高税率（法定税率）は55%であり、これに復興特別所得税（所得税額に対して税率2.1%）を加えると55.945%である。この最高税率の水準は、OECD加盟国の中で最上位に位置している⁽²⁷⁾。そのため、高度人材の流出防止や誘致の必要性に鑑みると、高所得者に対する累進税率の更なる引上げは現実的な選択肢ではないとの指摘がある⁽²⁸⁾。

こうした国際比較の観点とは別に、どのような税率構造・水準が望ましいかを理論的に分析する公共経済学の研究分野として「最適課税論」がある。最適課税論は、一定の税収確保を前提として、「社会的厚生（social welfare）」⁽²⁹⁾を最大化する租税の税率構造・水準の在り方を明らかにしようとする租税理論である⁽³⁰⁾。社会的厚生を最大化するための判断基準としては、「資源配分の効率性」⁽³¹⁾と「所得分配の公平性」の2つの観点が考慮される。個人所得課税を対象とする最適課税論は、ノーベル経済学賞の受賞者であるマリーズ（James A. Mirrlees）が公共経済学の研究分野として開拓した。マリーズのモデルでは、課税によって勤労意欲が阻害されるという負の誘引効果が存在するとき（すなわち、課税によって資源配分の効率性が阻害される時）、累進的な税率構造によって所得分配の公平性を確保することがどの程度正当化されるかが分析の対象とされる⁽³²⁾。同氏は、1971年に公表した論文において、最適な個人所得課税（労働所得税）の税率は所得にかかわらずほぼ一定であり、20%台であるとの結論を示した⁽³³⁾。しかし、その後、ダイヤモンド（Peter A. Diamond）氏（マサチューセッツ工科大学教授）は1998年の論文⁽³⁴⁾、サエズ（Emmanuel Saez）氏（カリフォルニア大学教授）は2001年の論文⁽³⁵⁾において、最適な個人所得課税（労働所得税）の税率は比例税率ではなく累進税率であり、その最高税率は50%を超えるとの結論を示した。また、両氏は、最適な最高限界税率は①労働供給の弾力性⁽³⁶⁾、②所得分布のパレート係数⁽³⁷⁾、③社会的厚生関数⁽³⁸⁾にお

(27) 財務省「説明資料〔個人所得課税〕」（第17回税制調査会 令4.10.4総17-1）2022.10.4, p.21. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4zen17kai1.pdf>>

(28) 森信茂樹「連載コラム「税の交差点」第61回 平成の税制を振り返る（その3）所得再分配機能の回復」2019.5.27. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3106>>

(29) 個々の国民の効用（満足度）を社会的に妥当とされるウエイトに基づき加重平均することによって求められる国全体としての効用をいう。

(30) 前川聡子「最適課税論と所得税」『税研』20(4), 2005.1, pp.46-52; 井堀利宏「最適（所得）課税論の展開」『税研』12(71), 1997.1, pp.28-34. 経済学の考え方に基づくと、個人が行動を変化させても税額が変化しない「一括固定税」を課すのが、公平性と効率性の観点から「最善（first best）」の税体系であるが、そのような税の導入は実際には困難であることから、「次善（second best）」の観点から税の在り方を考えるのが、最適課税論の基本的な立場とされる。

(31) 家計・企業の経済活動にできる限り歪（ゆが）みをもたらないことをいう。

(32) 井堀 前掲注(30), p.29.

(33) James A. Mirrlees, "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies*, 38(2), 1971, pp.175-208.

(34) Peter A. Diamond, "Optimal Income Taxation: An Example with a U-Shaped Pattern of Optimal Marginal Tax Rates," *American Economic Review*, 88(1), 1998.3, pp.83-95.

(35) Emmanuel Saez, "Using Elasticities to Derive Optimal Income Tax Rates," *Review of Economic Studies*, 68(1), 2001.1, pp.205-229.

(36) 具体的には、税引後賃金に対する労働供給の弾力性であり、税引後賃金が1%増加した場合に労働時間が何%増加するかを示す。

(37) パレート分布の形状を決める係数。パレート分布は、イタリアの経済学者パレート（Vilfredo Pareto）が各国の所得分布の調査から経験的に見いだしたもので、「べき乗分布」と呼ばれる形状（大きな値の方向に向かって、曲線が長くなだらかに裾野を引く形状）をとる。

(38) 社会的厚生を評価するための基準を数学的に表現したものをいう。社会的厚生を個人々の効用の和であると考え、ある社会構成員の効用が1増加すると、社会的厚生が1増加するという「ベンサム型社会的厚生関数」や社会的厚生を最も効用水準の低い人の効用で考え、効用水準の最も低い社会構成員の効用が1増加すると、社会的厚生が1増加するという「ロールズ型社会的厚生関数」等がある。

ける仮定という3要素で計算できることも示した⁽³⁹⁾。③は、最も能力の高い個人に付されるウエイトであり、所得分配の公平性に関連する要素である。

日本でも最適な個人所得課税（労働所得税）に関して様々な研究が行われている。例えば、跡田直澄氏（京都先端科学大学教授）と橋木俊詔氏（京都大学名誉教授）は、平成13（2001）年の共同論文において、線形所得税（比例税率に基づく所得課税）ではなく非線形所得税（累進税率に基づく所得課税）が最適であると結論付けている⁽⁴⁰⁾。そして、同論文は、昭和53（1978）年の「所得再分配調査」等を基に数値計算を行い、その当時の所得税制の累進度（最高税率75%）が最適水準に近いことを示唆している⁽⁴¹⁾。

國枝繁樹氏（中央大学教授）は、上述のダイヤモンド氏とサエズ氏が示した方法に基づき、先行研究や自身の研究を用いて、日本における個人所得課税（労働所得税）の最適な最高限界税率を推計している（表1）⁽⁴²⁾。同氏は、①の要素として、課税所得の弾力性⁽⁴³⁾の方が労働供給の弾力性よりも租税回避行動の影響を反映するため、厚生分析としてより適切との指摘⁽⁴⁴⁾があることを踏まえて、課税所得の弾力性を用いている。課税所得の弾力性は、先行研究によって推定値に幅があり、弾力性が小さいほど、最適な最高限界税率は高くなる。②パレート係数の推計値には、高額納税者の公示制度が廃止される前の平成15（2003）年分の当該データを基に、所得金額が上位200～5,000位の者（おおむね所得金額1億円超）を対象に推計された値（2.1）が用

表1 個人所得課税における最適な最高限界税率の推計値

パレート係数 (α) 社会的厚生関数における仮定 (g)		課税所得の弾力性 (ε)		
		ε = 0.053 八塩 (2005)	ε = 0.074 内閣府 (2001)	ε = 0.2~0.28 北村・宮崎 (2010)
α = 2.1 國枝 (2012)	g = 0	90.04%	87.36%	68.52~74.07%
	g = 0.25	87.65%	83.83%	62.02~68.18%
	g = 0.5	82.25%	77.65%	52.12~58.82%

(出典) 國枝繁樹「経済格差と税制—ピケティと最適課税理論—」『租税研究』800号, 2016.6, pp.138-143を基に筆者作成。各推計値の出典は、國枝繁樹「新しい最適所得税理論と日本の所得税制」『日本経済研究』67号, 2012.7, pp.21-38. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11590400>>; 八塩裕之「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果—日本の事業所得者のケース—」『一橋論叢』782号, 2005.12, pp.1135-1158. <<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/15594/ronso1340601070.pdf>>; 内閣府政策統括官(経済財政—景気判断・政策分析担当)「1990年代における所得税制改正の効果について」『政策効果分析レポート』No.9, 2001.11. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2001/1129seisakukoka9.pdf>>; 北村行伸・宮崎毅「日本における課税所得の弾力性と最適所得税率—全国消費実態調査の個票データによる分析—」『Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series』2010.8. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/18684/gd10-150.pdf>>である。

⁽³⁹⁾ ①労働供給の弾力性 (ε)、②パレート係数 (α)、③社会的厚生関数における仮定 (g) の3つの要素と、最適な（漸進的な）最高限界税率 (T'(∞)) の関係は、以下の計算式で表される。

$$T'(\infty) = \frac{(1+\epsilon)(1-g)}{\alpha\epsilon + (1+\epsilon)(1-g)}$$

なお、この数式は、ダイヤモンド氏の論文に基づくものであり、効用関数が準線形で、労働供給の所得効果が存在しないことを前提にしたものである。サエズ氏の論文では、労働供給の所得効果が存在する場合の最適な（漸進的な）最高限界税率の計算式が示されている。詳細については、國枝繁樹「経済格差と税制—ピケティと最適課税理論—」『租税研究』800号, 2016.6, p.141を参照。なお、所得効果とは、家計が税引後の所得の減少を受けて、その減少分を取り戻すために労働の供給量を増やす（＝余暇の消費量を減らす）効果をいう。これに対して、余暇の価格（＝税引後の賃金）の低下を受けて、家計が余暇の消費量を増やす（＝労働の供給量を減らす）効果を「代替効果」という。

⁽⁴⁰⁾ Naosumi Atoda and Toshiaki Tachibanaki, “Optimal Nonlinear Income Taxation and Heterogeneous Preferences,” *Japanese Economic Review*, 52(2), 2001.6, pp.198-207.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*

⁽⁴²⁾ 國枝 前掲注(39), pp.138-143; 國枝繁樹「新しい最適所得税理論と日本の所得税制」『日本経済研究』67号, 2012.7, pp.21-38. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11590400>> 本稿では、ダイヤモンド氏の計算式に基づいて数値計算を行った前者の文献の結果を紹介している。

⁽⁴³⁾ 具体的には、税引後率 (net of tax rate, 1-t (税率)) に対する課税所得の弾力性であり、税引後率が1%増加した場合に課税所得が何%増加するかを示す。別所俊一郎「税負担と労働供給（特集 税制・社会保障と労働）」『日本労働研究雑誌』52(12), 2010.12, p.14.

⁽⁴⁴⁾ Martin Feldstein, “Tax Avoidance and the Deadweight Loss of the Income Tax,” *The Review of Economics and Statistics*, 81(4), 1999.11, pp.674-680.

いられる⁽⁴⁵⁾。③社会的厚生関数における仮定は、最も能力の高い者に対する社会的厚生上の相対的ウェイトを示すもので、価値判断に左右される数値であることから、便宜、0、0.25、0.5の3つが用いられている。このうち0.25のウェイトが比較的穏当な水準とされる。

最適な最高限界税率の推計結果（表1）を見ると、社会的厚生関数で不公平な状況（ $g=0.5$ ）を前提としなければ、最適な最高限界税率はいずれも60%超の水準になる。他方で、前述のとおり、所得税、復興特別所得税及び個人住民税を合計した法定税率の最高税率は55.945%である。労働所得には所得税と個人住民税以外にも消費税も間接的に課されていると考えられることから、これに消費税率を所得税率に単純計算で換算したもの（ $10\% \div (100\% + 10\%) = \text{約}9\%$ ）を加えると約65%となる⁽⁴⁶⁾。この税率を最適な最高限界税率の推計結果と比較すると、課税所得の弾力性が0.053又は0.074である場合には、最高税率の引上げ余地は存在する一方、課税所得の弾力性が0.2~0.28である場合には、最高税率の引上げ余地は限定的であると言える⁽⁴⁷⁾。

資本所得税については、労働所得税の最適課税論とは異なり、主に資源配分の効率性の観点から望ましい税率の在り方が議論されてきた。主流派経済学で通説とされてきたのが、現在の消費と貯蓄（将来の消費）との間での意思決定に歪（ゆが）みをもたらさないためには、一定の前提の下で、資本所得⁽⁴⁸⁾への課税について税率をゼロにするのが望ましいとの見解である⁽⁴⁹⁾。しかし、近年では、高い稼得能力を有する者は、低い稼得能力を有する者と比べて、生涯を通じて貯蓄によって消費を平準化しようとする選好が強く、その能力も高いこと等を理由に、資源配分の効率性の観点からも資本所得の税率はゼロにすべきでないとの主張がなされている⁽⁵⁰⁾。

2 所得控除の見直しをめぐる議論

次に、個人所得課税の課税ベースの観点から、所得再分配機能を向上させる方策について論

(45) なお、より多くの高額納税者（上位1~7万人）を対象に課税所得の弾力性を推計すると、その値はおよそ2.25となる。この値は参考値とされている。國枝『日本経済研究』前掲注(42), pp.24-28。

(46) 数値計算は、同上, p.33で示された計算例を基に、現行の消費税率（税率10%）に換算する等の調整を行ったものである。消費税の課税ベースとなる消費は、所得から貯蓄を引いたものであるが、全てを消費に回したと仮定すると、（税引後の）所得（ Y ）=消費税込の消費総額（ GC ）という関係が成り立つ。この場合、消費税率を t_s と置くと、消費税額 = $GC \times \frac{t_s}{1+t_s}$ と計算される。所得税率に換算した消費税率は、同様の整理により、 $\frac{t_s}{1+t_s}$

で求められる。大竹文雄ほか「所得税と消費税の好みに対する選択実験—プロGRESS・レポート—」『行動経済学』8巻, 2015, p.82. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jbef/8/0/8_81/_pdf>を参照。

(47) 米国では、1980年代後半から課税所得の弾力性について様々な実証研究が行われており、サエズ氏によるサーベイ論文は、課税所得の長期的な弾力性について入手可能な最良の推計値の範囲を0.12~0.40としている（Emmanuel Saez et al., “The Elasticity of Taxable Income with Respect to Marginal Tax Rates: A Critical Review,” *Journal of Economic Literature*, 50(1), 2012, pp.3-50. <<https://eml.berkeley.edu/~saez/saez-slemrod-giertzJEL12.pdf>>）。日本における課税所得の弾力性を0.2~0.28とする推計値（表1の北村・宮崎（2010））は、他の2つの推計値と比べると高いものの、米国における当該推計値の範囲内にある。他方で、米国では、慈善寄付金など諸控除を用いた租税回避が盛んであるのに対し、日本では、特に給与所得者については、精緻な源泉徴収・年末調整制度の下で、租税回避の手段が限られていることから、給与所得の課税所得の弾力性が非常に小さい値を示しても不自然ではないとの指摘も見られる（國枝『日本経済研究』前掲注(42), pp.34-35.）。

(48) 厳密には、資本所得の正常利潤（国債等の安全資産への投資で得られるものと同等の利潤）をいう。

(49) 例えば、代表的な論文として、A. B. Atkinson and J. E. Stiglitz, “The design of tax structure: Direct versus indirect taxation,” *Journal of Public Economics*, 6(1-2), 1976, pp.55-75; C. Chamley, “Optimal taxation of capital income in general equilibrium with infinite lives,” *Econometrica*, 54(3), 1986.5, pp.607-622; K. L. Judd, “Redistributive taxation in a simple perfect foresight model,” *Journal of Public Economics*, 28(1), 1985.10, pp.59-83がある。なお、その概要については、深澤映司「消費税の本質をどのように考えるか—所得税との比較による論点整理—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1118, 2020.10.27, pp.4-6. <<https://doi.org/10.11501/11560844>>を参照。

(50) James Banks and Peter Diamond, “The Base for Direct Taxation,” James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, pp.548-648. なお、同論文は、資本所得課税の望ましい税率の在り方として、労働所得課税の税率よりも低く設定するとともに、当該税率と連動させる仕組みを提唱している。

点整理を行う。近年、この観点から政策論議の中心となってきたのは、所得控除方式の在り方である。個人所得課税の控除方式には、①所得控除方式と②税額控除方式がある。前者は、税率適用前の所得から控除を行う方式であり、累進税率の下では、高所得者ほど負担軽減額が大きくなることから、高所得者に有利な方式とされる。実際に、控除の負担軽減効果についてマイクロ・シミュレーションを用いて分析した結果によると、所得控除（給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除）の収入逓増部分（収入等に連動して適用控除額が逓増する部分）は、高所得層の負担軽減効果を高め、所得再分配効果の低下に寄与していると指摘されている⁽⁵¹⁾。一方、税額控除は、税率適用後の算出税額から控除する方式であり、高所得者・低所得者を問わず、税負担軽減額は一定である。そのため、有識者の間では、個人所得課税の所得再分配機能を改善する観点から、所得控除方式から税額控除方式への見直しを求める意見がある⁽⁵²⁾。

土居丈朗氏（慶應義塾大学教授）は、マイクロ・シミュレーションの手法により、個人所得課税の所得控除を税額控除に変更する見直しは所得格差の是正に効果があるとの結果を示している⁽⁵³⁾。ただし、同氏は、この見直しでは、課税最低限以下の者には恩恵が及ばず、低所得者では税額控除の使い残しが生じることから、所得格差を是正する効果は大きくなく、税制を通じた所得格差是正には給付付き税額控除（後述）も含めた検討が必要と指摘している⁽⁵⁴⁾。

政府税制調査会は、個人所得課税の控除方式の在り方について議論し、平成 28（2016）年 11 月に公表した「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」において、現行の所得控除方式では高所得者ほど税負担軽減額が大きいことを踏まえて、所得再分配機能を回復する観点から、その在り方を見直す必要があるとした⁽⁵⁵⁾。具体的には、所得控除方式から収入によらず税負担軽減額が一定となる①ゼロ税率方式⁽⁵⁶⁾や②税額控除方式への変更に加え、所得控除方式が広く定着していることに鑑み、③所得控除方式を維持しつつ高所得者を対象に所得控除額が逓減・消失する仕組み（逓減・消失型の所得控除方式）も考えられるとした。

こうした議論を踏まえて、平成 29 年度税制改正では配偶者控除及び配偶者特別控除に、平成 30（2018）年度税制改正では基礎控除に、③が導入された⁽⁵⁷⁾。後者の税制改正に関して、財務省の立案担当者は、①や②は所得再分配機能の強化に寄与するが、現行の所得控除方式から変更した場合に負担の変動が急激なものとなりかねないことから、③が採用されたと説明する⁽⁵⁸⁾。平成 29 年度と平成 30 年度の個人所得課税の税制改正（③の導入を含む。）が所得再分配効果に及ぼす影響について定量的に分析した論文によると、いずれの改正も所得格差を是正

(51) 大野太郎ほか「所得税・住民税における収入逓増的控除の負担軽減効果および再分配効果」『PRI Discussion Paper Series』No.22A-03, 2022.10. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron347.pdf> 収入逓増部分は、給与所得控除と公的年金等控除における適用控除額から最低控除額を除いたものに加えて、社会保険料控除の控除額を含むと定義される。平成 6 年～平成 26 年の「全国消費実態調査」の個票データを基に、マイクロ・シミュレーションの手法を用いた分析が行われている。

(52) 例えば、森信 前掲注(28); 土居丈朗「(経済教室) 財政健全化の焦点 (上) 社会保障改革は不可避」『日本経済新聞』2015.3.9 等がある。

(53) 土居丈朗「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響—配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析— (小特集 日本の格差問題)」『経済研究』68(2), 2017.4, pp.150-168. <<https://doi.org/10.15057/28529>>

(54) 同上, pp.161-168.

(55) 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」2016.11.14, pp.6-7. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/28zen8kai3.pdf>>

(56) ゼロ税率は、課税所得の一部に適用する税率をゼロとする方式で、フランス、ドイツ等で採用される。ゼロ税率を第 1 ブラケット (税率の適用所得区分のうち最下位のもの) の一部に適用する場合には、税負担軽減額は一定となり、その効果は税額控除と同じになる。

(57) 近年の所得税改革については、三浦啓「近年の所得税改革と残された課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1190, 2022.4.12. <<https://doi.org/10.11501/12226334>> が詳しい。

(58) 田名後正範ほか「所得税法等の改正」財務省『税制改正の解説 平成 30 年度』pp.88-89.

する効果はあるものの、軽微であるとの結果が示されている⁽⁵⁹⁾。

3 給付付き税額控除をめぐる議論

個人所得課税の所得再分配機能を高めるための有効な方策として、多くの有識者が提言するのが「給付付き税額控除」の導入である。給付付き税額控除は、税額控除と社会保障給付を一体化した仕組みであり、所得税の納税者に対して税額控除を与え、課税最低限以下の者や控除を使い切れない者に対して現金給付を行うものである⁽⁶⁰⁾。通常の税額控除は課税最低限以下の者や納税額が少ない者に対しては恩恵を十分に及ぼすことができないが、給付付き税額控除は給付を組み合わせることで、その限界を克服する仕組みとなっている。

諸外国では、児童の貧困の解消や低所得者の就労・勤労の促進という「社会保障政策」と、課税ベースの拡大と所得再分配の強化の両立という「租税政策」の双方の観点から、給付付き税額控除の導入が進められてきた⁽⁶¹⁾。諸外国の給付付き税額控除の類型は、①勤労税額控除、②児童税額控除、③社会保険料負担軽減税額控除、④消費税逆進性対策税額控除の4つに整理される(表2)⁽⁶²⁾。例えば、米国の勤労税額控除は、貧困削減や所得再分配機能の向上に有効な政策であると評価されている⁽⁶³⁾。

表2 諸外国の給付付き税額控除の類型

類型	特徴	主な導入国
①勤労税額控除	・主に低所得者の就労・勤労意欲の促進を狙いとする。 ・一般的な制度設計は、勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を与え、所得が低く控除し切れない場合には給付を行うというものである。	米国、英国、イタリア、カナダ、スウェーデン、韓国等
②児童税額控除	・母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とする。 ・一般に、子の数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逡減される。所得が低く控除し切れない場合には給付が行われる。	米国、英国等
③社会保険料負担軽減税額控除	・低所得層の税・社会保険料の負担を緩和するため、税・社会保険料を合わせた負担を相殺する(現金給付はしない)。	オランダ
④消費税逆進性対策税額控除	・消費税の逆進性緩和策として導入される。 ・基礎的・生活費の消費税率分が所得税額から控除・還付される。	カナダ、シンガポール

(出典)森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社、2015、pp.153-155; 鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号、2017.4、pp.103-119。<<https://doi.org/10.11501/10337842>>等を基に筆者作成。

日本で給付付き税額控除を導入した場合の政策効果については、多数のシミュレーションが行われている⁽⁶⁴⁾。日本で米国の勤労税額控除(2007年の制度)(表2の類型①)を導入した場合のシミュレーションによると、所要の財源規模は約1兆円で、30歳代ないし40歳代、年収

⁽⁵⁹⁾ 土居 前掲注⁽⁵³⁾、pp.150-168; 金田陸幸「平成30年度税制改正による個人所得課税制の所得再分配効果への影響—マイクロシミュレーションによる分析—」『個人金融』15(1)、2020、春、pp.100-111。<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020spring_research02.pdf>

⁽⁶⁰⁾ 鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号、2017.4、pp.103-119。<<https://doi.org/10.11501/10337842>>

⁽⁶¹⁾ 詳細については、鎌倉 同上、p.106を参照。

⁽⁶²⁾ 森信 前掲注⁽²²⁾、pp.153-155。

⁽⁶³⁾ 2018年には勤労税額控除によって560万人(うち子供300万人)、勤労税額控除及び児童税額控除の両者を合わせると1060万人(うち子供550万人)が貧困状態から救済されたという(“Policy Basics: The Earned Income Tax Credit,” 2019.12.10. Center on Budget and Policy Priorities website <<https://www.cbpp.org/research/federal-tax/the-earned-income-tax-credit>>)。また、所得階級別の給付額・税額控除額を見ると、その恩恵は低所得者に集中している(“TAX POLICY CENTER BRIEFING BOOK: Key Elements of the U.S. Tax System.” <<https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-earned-income-tax-credit>>)。他方で、勤労税額控除が所得を増加させる効果は、所得水準が貧困線75~150%の層に集中しており、所得水準が貧困線50%以下の最貧困層や貧困線250%以上の層にはほとんど効果はないとの指摘もある(Hilary Hoynes and Ankur J. Patel, “Effective Policy for Reducing Poverty and Inequality? The Earned Income Tax Credit and the Distribution of Income,” *Journal of Human Resources*, 53(4), 2018, pp.859-890.)。

は200万円前後、子供を有する世帯を中心に税・社会保険料の負担が軽減され、所得再分配や貧困削減に効果が見込まれるという⁽⁶⁵⁾。また、若年の低所得層では、税よりも社会保険料の負担が重いことを踏まえて、「社会保険料負担軽減税額控除」(表2の類型③)の導入を求める意見もある⁽⁶⁶⁾。当該控除の導入効果に関するシミュレーションでは、制度導入は所得再分配の手段として有効であり、特に若年の低所得者に税額控除を重点的に配分すれば、その効果が一層高まることが示されている⁽⁶⁷⁾。

最近では、コロナショックへの対応策として実施された特別定額給付金の給付が迅速に行われなかったことや、現行制度ではフリーランスなど企業と雇用関係にない個人に対する支援策が脆弱(ぜいじゃく)であることを踏まえて、新たなセーフティーネットの仕組みの1つとして、給付付き税額控除の導入を求める意見が見られる⁽⁶⁸⁾。

他方で、給付付き税額控除の導入をめぐることは、制度設計上の論点として、既存の税制や社会保障制度との関係整理、給付単位の設定(世帯単位か個人単位か)、所得はないが資産を有する者の取扱い等が指摘されている⁽⁶⁹⁾。執行上の課題としては、マイナンバー制度の活用を含む正確な所得把握のためのインフラ整備、国税当局が所得情報を把握していない者(課税最低限以下の者など)に対する給付方法、不正受給への対応、制度導入のための財源確保等が指摘されている⁽⁷⁰⁾。

4 金融所得課税の在り方をめぐる議論

日本の申告所得税では、所得金額が1億円を超えると所得税負担率が低下するという「1億円の壁」と呼ばれる現象が生じている⁽⁷¹⁾。その要因としては、①給与所得等は総合課税の対象とされ、超過累進税率が適用されるのに対し、金融所得(利子、配当、株式譲渡益)等は基本的に分離課税の対象とされ、比例税率15%⁽⁷²⁾が適用されること⁽⁷³⁾、②高所得者層ほど所得全体に占める当該所得の割合が高いこと⁽⁷⁴⁾が指摘されている。

金融所得に対する比例税率による分離課税は、課税ベース拡大のための取組⁽⁷⁵⁾の中で、税

(64) 例えば、田中聡一郎・四方理人「子育て世帯向け給付つき税額控除の貧困削減効果」山田篤裕ほか『最低生活保障の実証分析—生活保護制度の課題と将来構想—』有斐閣, 2018, pp.166-181; 白石浩介「給付つき税額控除による所得保障」『会計検査研究』42号, 2010.9, pp.11-28. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3193365>>; 高山憲之・白石浩介「米国型 EITC の日本への導入効果(特集 世代間問題の経済分析)」『経済研究』61(2), 2010.4, pp.97-116. <<https://doi.org/10.15057/21983>> 等がある。

(65) 高山・白石 同上, pp.97-116.

(66) 田近栄治・八塩裕之「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『社会保障研究』182号, 2008.12, pp.291-306; 小塩隆士「是正すべき社会保険料の逆進性—給付付き税額控除を導入せよ—」『金融財政 business』10518号, 2015.9.3, pp.4-7.

(67) 田近・八塩 同上, pp.299-303.

(68) 例えば、森信茂樹「デジタル・セーフティーネットの構築—給付付き税額控除制度の導入を—」『個人金融』16(2), 2021. 夏, pp.41-50. <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2021summer_articles05.pdf>; 佐藤主光・小林慶一郎「所得連動型現金給付などコロナ禍で必要とされる個人の救済策について」『個人金融』16(2), 2021. 夏, pp.51-61. <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2021summer_articles06.pdf>

(69) 鎌倉 前掲注(60), p.119; 栗原克文「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」『税大ジャーナル』18号, 2012.3, pp.97-118. <<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/18/pdf/04.pdf>>

(70) 森信 前掲注(68), pp.48-49; 中里実「給付付き税額控除」導入への課題」『租税法の潮流 第4巻』税務経理協会, 2022, pp.161-163; 栗原 同上, pp.108-115.

(71) 令和2(2020)年分の国税庁「申告所得税標本調査」に基づく申告納税者の所得税負担率の状況については、財務省「参考資料〔個人所得課税〕」(令4.10.18 総19-2) 2022.10.18, p.3. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4zen19kai2.pdf>> を参照。主要国の個人所得税負担率については、瀬古雄祐「主要国の個人所得税負担率—金融所得課税の在り方をめぐる—考察—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1151, 2021.6.15. <<https://doi.org/10.11501/11684501>> を参照。

制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から導入されてきたと説明される⁽⁷⁶⁾。また、その導入の背景には「二元的所得税」の影響もあったとされる⁽⁷⁷⁾。二元的所得税は、資本所得に一定の比例税率、労働所得に累進税率を適用する税制で、1980年代後半から北欧諸国で導入が進められた⁽⁷⁸⁾。例えば、スウェーデンが同税制を導入した背景には、高い限界税率が適用される包括的所得税⁽⁷⁹⁾の下で、ヒト・モノ・カネの国外逃避が発生し、経済の活力が失われており、こうした問題に対応する必要があったことが指摘されている⁽⁸⁰⁾。二元的所得税は、その後、ドイツ、イタリア等で行われた税制改正で、その基本的な考え方が採り入れられ、先進諸国における税制改正の潮流の1つを形成した。二元的所得税は、資本が自由に移動するグローバル経済下で、効率性の確保に適した税制であるとの評価を受ける一方、高所得者に偏在する資本所得に対して累進税率の最高税率よりも低い比例税率を適用することから、所得再分配上の問題があるとも指摘されている⁽⁸¹⁾。

日本では、金融所得等の分離課税が所得再分配機能を低下させる要因となってきたとの指摘も見られ⁽⁸²⁾、現行制度の見直しを求める声は少なくない⁽⁸³⁾。具体的には、金融所得を総合課税の対象とすること⁽⁸⁴⁾や、現在の分離課税を維持しながら、一定以上の金融所得のある者に限定して税率を引き上げること⁽⁸⁵⁾等が提案されてきた。他方で、金融所得課税の強化をめぐっ

(72) 所得税15%と個人住民税5%を合わせると20%、これに復興特別所得税(所得税額に対して税率2.1%を適用)を加えると20.315%となる。

(73) なお、資本所得(金融所得)には、法人段階で法人税の課税対象となる「法人利益」も含まれる(前掲注(26)を参照)ことから、金融所得課税を考える際には、本来的には、個人段階で課される所得税に加えて、その前取りとして法人段階で課される法人税も考慮する必要がある。両者を考慮した場合の資本所得課税の税率と、労働所得課税の税率の比較については、深澤 前掲注(49), p.48を参照のこと。

(74) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査」に基づく、合計所得1億円の申告納税者の所得金額の内訳を見ると、当該納税者の所得総額(約5.6兆円)のうち、上場株式等の譲渡所得等は14.4%、非上場株式等の譲渡所得等は27.4%、分離長期譲渡所得は21.3%、給与所得は19.3%、その他の所得は17.6%を占める(財務省 前掲注(7), p.3.)。所得が高くなるほど、株式譲渡益の占める割合は高くなるという特徴がある(高額所得者の所得構造の特徴については、岡直樹「日本の所得税負担の実態—高額所得者を中心に—」『フィナンシャル・レビュー』118号, 2014.3, pp.47-76. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11173352>>を参照)。なお、分離長期譲渡所得は、分離課税の対象となる土地・建物の長期譲渡所得(譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの)を指す。

(75) 例えば、株式譲渡益については、昭和28(1953)年度以降、原則非課税とされてきたが、平成元(1988)年度以降、原則課税とされた。

(76) 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」2004.6.15, p.2. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2004/pdf/160615a.pdf>> 金融所得に対する分離課税は、所得の特質から説明される場合もある(第164回国会衆議院財務金融委員会議録第3号 平成18年2月24日 p.35.)。

(77) 政府見解については、第198回国会参議院財政金融委員会議録第4号 平成31年3月19日 pp.6-7を参照。また、金子 前掲注(24), p.208も参照。

(78) 馬場義久氏(早稲田大学名誉教授)は、二元的所得税には、労働所得税が所得税体系において税収調達機能と所得再分配機能を中心に担い、資本所得税は所得税体系の「脇役」ととどまるべきであるとの考え方があると指摘する。その理由としては、①担税力を生涯ベースで見ると、資本所得の多くは二次的所得(労働所得と遺贈から派生したもの)であること、②資本所得は、勤労所得と遺贈に比べて生涯所得に占める割合が小さく、不平等の主因ではないこと、③包括的所得税(後掲注(79)参照)の下では、利子控除や損失控除を包括的に認める必要があり、かえって税収減や逆進的な税負担の発生要因となり得ること、④開放経済下では資本供給は労働供給に比べて弾力的であり、高税率による海外逃避が起きやすいこと、⑤高税率で課税すると、キャピタルゲインのロックイン効果(資産売却の凍結効果。キャピタルゲインへの課税は実現時に行われるため、投資家がその実現を先送りすれば、課税の繰延べが可能になることで発生する。)が強まること、が挙げられるという。馬場義久「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所, 2004, pp.4-5。

(79) 1年間の経済力の増加に寄与するあらゆる種類の所得を区別なく合算した上で、総合課税を行う所得税をいう。

(80) 森信 前掲注(22), pp.47-49。

(81) 同上, pp.51-52. 他方で、二元的所得税の垂直的公平性や所得再分配の観点からの評価は必ずしも一様ではないとの指摘もある。野村容康「第2章 フィンランド二元的所得税の再分配効果」証券税制研究会編『金融税制と租税体系』日本証券経済研究所, 2014, p.68. <<https://www.jsri.or.jp/publish/general/pdf/g21/02.pdf>>

ては、株式相場に悪影響が及ぶこと等への懸念も根強い⁽⁸⁶⁾。岸田文雄首相は、令和3(2021)年9月の自民党総裁選挙時に、金融所得課税の見直しにより1億円の壁を打破することを掲げていた⁽⁸⁷⁾が、岸田政権の発足直後に株価の下落が続いたことを受けて、当面、見直しを実施しない旨を発言し⁽⁸⁸⁾、軌道修正を図ったという経緯がある⁽⁸⁹⁾。また、金融所得に対する総合課税化の提案に対しては、高所得者の税負担が急激に上昇する、税率引上げの提案に対しては、引上げ幅が小幅にとどまる場合には、所得が増えるほど所得税負担率が低下する現象は解消されない、といった指摘も見られる⁽⁹⁰⁾。

金融所得課税の在り方については、各年度の税制改正で議論の俎上(そじょう)に載せられてきたが、令和4(2022)年12月16日に自由民主党・公明党が取りまとめた「令和5年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」)では、税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入することが掲げられた⁽⁹¹⁾。具体的には、金融所得・給与所得等を合算した所得金額から3.3億円を控除し、これに22.5%を乗じた金額が通常の所得税額を超過する場合に、その超過分について負担を求める制度が導入される。所得金額が約30億円を超える200~300人程度が対象になると報じられている⁽⁹²⁾。一方、当該制度に対しては、「1億円の壁」の問題の是正にはほど遠い、富裕層と中間所得層との間の格差是正はそれほど期待できない、など批判的な声が多く聞かれる⁽⁹³⁾。

与党大綱には、同時に、家計の資産所得(金融商品への投資を通じて得られる配当や譲渡益等の所得)の倍増に向けて、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化が盛り込ま

82) 例えば、橋本恭之(関西大学教授)は、申告所得税の所得者別に累進度の推移を計測し、小泉純一郎政権下の所得再分配効果の低下は、税制のフラット化によるものでなく、景気拡大に伴う株価上昇などが分離課税対象の所得の比率を高めたことによる可能性が高いことを示している(橋本恭之「所得税の累進度に関する研究」『関西大学経済論集』59(1), 2009.6, pp.1-20. <<http://hdl.handle.net/10112/3065>>)。また、土地・建物の長期譲渡所得に対する分離課税が高所得層における所得再分配効果を低下させる要因になったことを示唆した分析もある(望月正光ほか「所得税の実証分析—基幹税の再生を目指して—」日本経済評論社, 2010, pp.91-95.)。なお、国税庁「申告所得税標本調査」の時系列データ(昭和50(1975)年度~令和元(2019)年度)に基づく定量的な分析により、「上場株式の譲渡益課税の税率」の引下げ(引上げ)が、長期的には「トップ1%の所得シェア」を拡大(縮小)させてきた可能性が大きいことを示した研究もある(深澤映司「富裕層減税とトリクルダウン—所得格差の規定要因をめぐる考察と論点整理—」『レファレンス』856号, 2022.4, pp.35-49. <<https://doi.org/10.11501/12232424>>)。

83) 「(社説)金融所得課税 富裕層の優遇を改めよ」『朝日新聞』2022.10.13; 「(社説)所得格差拡大 若年層の状況が深刻だ」『東京新聞』2022.2.9等がある。

84) 池上岳彦「学者が斬る 所得税・消費税の公平な抜本改革を」『エコノミスト』87(40), 2009.7.28, pp.46-49; 佐藤滋・古市将人『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ—』(シリーズ現代経済の展望)岩波書店, 2014, pp.105-111. なお、後者の文献は、分離課税を維持しつつ、資本所得への課税を強化する方法にも言及している。

85) 森信茂樹「(経済教室) コロナ後の税制改革の展望(上) 格差・環境・巨大IT対応急げ」『日本経済新聞』2020.11.16.

86) 「金融所得課税に警戒感「慎重な論議を」日本取引所グループCEO」『朝日新聞デジタル』2021.11.25. <<https://www.asahi.com/articles/ASPCT6T4KPCTULFA02V.html>>; 「(InsideOut いまを解き明かす) 日本株を買わない日本人個人が雪崩打ち海外株へ、低ROEに見切り」『日本経済新聞』2021.12.20.

87) 「岸田文雄の政策集」2021.9, p.5. <https://kishida.gr.jp/wp-content/uploads/2021/09/岸田文雄_政策集_Web版_v2.pdf>

88) 「富裕層の金融所得課税 当面見直さない認識示す」2021.10.10. NHK ウェブサイト <<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/69660.html>>

89) 「(時時刻刻) 政策の目玉、いきなり先送り 株価影響考慮か「与党で議論を」」『朝日新聞』2021.10.12.

90) 蜂屋勝弘「金融所得課税の議論に欠けている視点—選択制総合課税の導入と「機会の平等」重視を—」『Research Focus』No.2021-041, 2021.12.9. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/13056.pdf>>

91) 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」2022.12.16, pp.14, 32. 自由民主党ウェブサイト <https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf>

92) 「家計・仕事へ影響は 2023年度・与党税制改正大綱 「1億円の壁」問題 課税強化 対象は200~300人」『朝日新聞』2022.12.17. なお、所得階級ごとの平均的な所得構成に基づく、年間所得30億円程度が当該措置の適用が開始される目安となるが、実際には各納税者の所得構成によって異なると指摘されている(是枝俊悟「超富裕層に税率22.5%のミニマムタックスを導入(令和5年度税制改正大綱解説—超富裕層課税)」2022.12.22. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20221222_023509.pdf>).

れた⁽⁹⁴⁾。この見直しに対しては、市場関係者を中心に、預貯金に偏る家計資産をリスク性資産（投資信託、株式）に向かわせるための基盤が整ったとの肯定的な評価が多く見られる⁽⁹⁵⁾一方で、見直し後の非課税保有限度額は、中間層の資産形成を後押しするという制度の趣旨に照らせば過大であり、格差を広げかねない「金持ち優遇」と言える改正であるとの意見もある⁽⁹⁶⁾。

おわりに

本稿では、昭和55年以降の税制・社会保障制度による所得再分配機能の状況を整理した（Ⅰ）。日本の税制は、社会保障制度や他の主要国と比較して、所得再分配効果が必ずしも十分に発揮されていない状況にある。こうした点を踏まえて、税制、特に個人所得課税に焦点を当て、税制による所得再分配機能を高める方策について論点整理を行った（Ⅱ）。

冒頭で述べたとおり、公平性の基準は社会の価値判断に依拠することから、どの程度の所得格差を許容し、どのような所得再分配を実現するかは、政治過程に反映された社会的合意によって決定されるべきものと言われる。所得格差の現状を踏まえつつ、税制・社会保障制度による所得再分配機能の在り方についてどのように考えるべきか。今後の議論の深化が期待される。

（さとう りょう）

93) 例えば、『朝日新聞』同上；「焦点：税制改正大綱決定 増税以外は「画餅」 しほむ岸田カラー」『毎日新聞』2022.12.17；「1億円の壁 是正限定的」『産経新聞』2022.12.17 等がある。

94) 自由民主党・公明党 前掲注(91), pp.3-4, 23-26.

95) 「NISA 拡充を歓迎 市場関係者「投資家増える」—税制改正」2022.12.16. 時事通信ウェブサイト <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022121600806&g=eco>>

96) 「NISA 拡充、遠い格差是正 所得課税強化、30億円超のみ 与党税制改正大綱を決定」『朝日新聞』2022.12.17.